

便利な口座振替で水道料金の支払い方法

水道使用料と下水道使用料は簡単に便利な口座振替がおすすめです。毎月25日に振替が行われ、払い忘れがありません。

【口座振替の注意点】

○種目（種別コード）
水道使用料の種目は、給水装置の設置場所（地区）で異なります。

「12」が獅子島地区、「16」が長島本島地区です。口座振替を金融機関に依頼するときには注意が必要です。

○該当者は同時に手続きする
集落排水処理区域のかたは下水道使用料の手続きも併せてお願いします。種目（種別コード）は「13」と「14」です。

詳しくは問い合わせください。

・種目（種別コード）
「13」 農集

※主な区域

上揚、菅牟田、山中、本町、西
「14」 漁集

※主な区域

潟、幣串、三船

申込書

番号	種目（種別コード）	払込方法
1	固定資産税 (35)	一括・期別
2	町 県 民 税 (35)	一括・期別
3	軽自動車税 (35)	一括
4	国民健康保険税 (35)	期別
5	介護保険料 (30)	期別
6	住宅使用料 (25)	期別
7	教員住宅使用料 (25)	期別
8	保育所入所負担金 (30)	期別
9	幼稚園保育料 (30)	期別
10	老人保護措置費 (30)	期別
11	後期高齢者医療保険料 (30)	期別
12	水道使用料 (22)	期別(簡易)
13	下水道使用料(農集) (30)	期別
14	下水道使用料(漁集) (30)	期別
15	浄化槽使用料 (30)	期別
16	水道使用料 (22)	期別

獅子島地区

長島本島地区

低所得世帯への子育て給付金

町では、物価高騰の影響が特に大きかった子育て世帯へ「低所得の子育て世帯生活支援給付金」（子ども一人につき5万円）を支給します。

受給には申請が必要です。

詳しくは問い合わせください。

※申請が不要で受け取れる世帯には令和5年5月に支給済みです。

【支給対象者】

①ひとり親世帯

・公的年金受給者

・公的年金給付などを受けていることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない世帯

・家計急変世帯

令和5年3月分の児童扶養手当を受給していないが、物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている世帯

②ひとり親世帯以外の子育て世帯

令和5年3月31日時点で18歳未満の子（障がい児については20歳未満）、「令和5年4月1日から令和6年2月末に生まれる新生児も対象」の保護者で、次のいずれかに該当する世帯

・令和5年度分の住民税が非課税の世帯

・物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度分の住民税が非課税同様の事情にあると認められた世帯

問い合わせ先

役場福祉事務所

子育て支援係

☎ (86) 1146 [直通]

インフォメーション

